

交野市水道局指名競争入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交野市水道局が発注する工事の請負契約、業務委託契約、賃貸借契約及び物品購入契約等にかかる指名競争入札について、適正な施行を確保するとともに、市内業者の育成と、受注機会の公正を期するため、法令その他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 本要綱の対象となる案件は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の規定により指名競争入札に付すと決定した案件とする。

(参加者の資格)

第3条 指名競争入札の参加に必要な資格は、施行令第167条の11に適合する者とする。

(指名の基準)

第4条 業者を指名しようとするときは、次に掲げる事項を考慮し、交野市水道局競争入札参加者選定等委員会（以下「委員会」という。）にて審議を経て選定するものとする。

- (1) 経営及び信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 発注工事の成績及び進捗状況
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 本市及び他官庁等の履行実績
- (6) 地理的条件
- (7) 当該工事施工についての技術的適正
- (8) 既成工事との関連
- (9) 事故又は、不正行為の有無

(指名の範囲)

第5条 業者を指名しようとするときは、交野市入札参加資格者名簿に登録されている者から選定する。特に市内に本店を置く業者（以下、「市内業者」という。）については、その育成の観点にたち、優先的に指名することができるものとする。

(指名の制限又は除外)

第6条 業者の指名に際して、次の各号の一に該当する者は、その指名を制限又は、除外することができる。

- (1) 第4条第1号から第3号まで、及び第9号に掲げる事項について、不良又は、不適格な者
- (2) 原則として当該年度中、既に相当規模の案件を受注している者

- (3) 施行令第167条の4第2項各号に規定する事実のあった後2年を経過していない者
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 入札参加資格者名簿の作成に当たり、重要な事項について虚偽の記載をし、又は登録後の重要な事実について届出をしなかった者
- (6) 前5号に掲げるもののほか、委員会が決定した事項に該当する者

(指名業者数)

第7条 指名競争入札の場合における指名業者数は、おおむね5者以上とする。特に市内業者について、地域産業活性化及び育成の観点により、優先的に指名することができることとする。ただし、指名が可能な業者数が基準等に満たない、若しくは満たないと見込まれるものについては、この限りでない。

(指名業者への通知)

第8条 委員会において指名業者が選定されたときは、契約担当課は当該指名業者に対し、指名通知書及び設計図書等（以下、「設計図書等」という。）の配布方法等について通知するものとする。

(設計図書等の配布)

第9条 設計図書等の配布は、原則、契約担当課が定めるホームページ又は交野市電子入札システム上で行う。

- 2 建設工事において、設計図書等を配布する期日から入札の期日までの期間は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する期間とする。

(その他)

第10条 この要綱の定めない事項又はこの要綱により難しい場合は、そのつど定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。